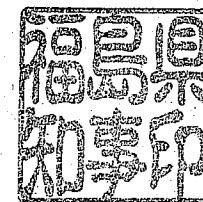


5 財第2304号
令和6年2月13日

関東産業株式会社

代表取締役 菅野 彰一 様

福島県知事



入札参加資格制限措置に係る再苦情申立てについて（回答）

令和5年12月15日付けで申立てがありましたことについて、入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第10条の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

1 再苦情申立ての回答及び理由

福島県入札制度等監視委員会再苦情調査部会（令和6年1月23日開催）の報告書記載のとおり、貴社に対する入札参加資格制限措置は妥当であると判断されましたので、貴社の再苦情申立ては認められません。

2 添付書類

再苦情調査結果報告書（写）

（事務担当 入札監理課 電話024-521-7899）

写

5 入 第 1 8 号
令和 6年 2月 9日

福島県入札制度等監視委員会委員長
様

福 島 県 知 事

福島県入札制度等監視委員会
再苦情調査部会 部会長

再苦情申立てについて（報告）

令和 5 年 1 2 月 2 5 日付け 5 財第 1 9 8 2 号で福島県知事から福島県入札制度等監視委員会委員長あて審議依頼ありました工事等請負業者入札参加資格制限に係ることについて、福島県入札制度等監視委員会運営規程（平成 1 9 年 4 月 2 6 日付け福島県入札制度等監視委員会制定）第 6 条第 1 号ウの規定に基づき別紙のとおり報告します。

なお、福島県入札制度等監視委員会規則（平成 1 9 年福島県規則第 2 9 号）第 8 条第 9 号の規定により、当部会の議決をもって委員会の議決となることを申し添えます。

写

再苦情調査結果報告書

1 再苦情の対象となった措置

福島県知事が申立人に対して別紙1のとおり通知した工事等請負業者入札参加資格制限措置

(申立人)

郡山市大槻町字下中野4-2

開東産業株式会社

代表取締役 菅野 彰一

2 申立人からの苦情申立て

別紙2のとおり。

3 当該苦情申立てに対する福島県知事の回答

別紙3のとおり。

4 申立人からの再苦情申立て

別紙4のとおり。

5 調査

(1) 調査年月日

令和6年1月23日(火)

(2) 調査方法

申立人及び県側担当者からの意見聴取

6 当部会の調査結果

当該工事等請負業者入札参加資格制限措置は妥当である。

7 理由

申立人は、2件の県発注工事において、下請負報告書の根拠資料として虚偽の書類を作成して提出したこと、同報告書に下請負人との契約内容を正確に反映させずに提出していたことを認めながらも、県の入札参加資格制限期間は長すぎるとして期間を短縮するよう主張している。また、福島県入札参加資格制限措置要綱(以下、「要綱」という。)で規定する措置基準は県が定めたものであり、裁量により適切な運用が求められるべきであるとも主張している。

県の入札参加資格制限期間の措置基準については、要綱の別表で一定の範囲で措置期間を定め、さらに情状を考慮した上で運用で細かく定めており、今回の措置基準の適用は適切であることから、裁量権の濫用には当たらない。

以上を踏まえ、県が要綱別表措置基準第1-1の2イにより12か月の入札参加資格制限として措置したことは妥当であると判断する。

別紙 1

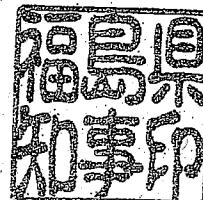
様式第3-1号

5財 第 1446 号
令和 5 年 10 月 30 日

関東産業株式会社

代表取締役 菅野 彰一 様

福島県知事



工事等請負業者入札参加資格制限通知書

このたび、貴社に対して下記のとおり入札参加資格制限を行うこととしたので通知します。今後はこのような事態が生ずることがないよう十分注意してください。

なお、入札参加資格制限の期間中は、新たに県発注に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人等となることはできません。

記

1 入札参加資格制限の期間

令和 5 年 10 月 30 日から 令和 6 年 10 月 29 日まで

2 入札参加資格制限の理由

貴社は、加藤・関東特定建設工事共同企業体の構成員として施工した相双建設事務所発注「道路橋りょう整備(再復)工事(改良舗装)」(工事番号:第19-41370-0397号)において、一次下請負人との間で金額の増工、工期の延長の変更契約をそれぞれ別の日に交わしたものに加え、2件の契約を同日に契約したものとした虚偽の契約書類の写しを作成し発注者に提出していたうえ、別の一次下請負人との間で3回に渡って交わしていた変更契約を発注者に報告せず、下請報告書には実際に支払われた金額と異なる金額を記載し提出していた。

また、一次下請負人として施工した富岡土木事務所発注「公共災害復旧工事(河川)」(工事番号:第19-41371-0139号)において、二次下請負人との間で資材調達も含めた契約を交わしていたにも関わらず、元請負人に対しては労務費のみの契約とした虚偽の契約書類の写しを提出していたうえ、下請報告書には支払い根拠のない金額を支払っていたかのように記載し提出していた。

このことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第1の1の2(虚偽記載)に該当するため。

教示

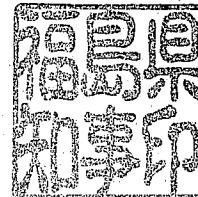
この通知に対して不服がある場合は、入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第3条第3項に基づき、この通知日の翌日から起算して2週間以内に苦情を申し立てることができます。

(事務担当 総務部入札監理課 電話024-521-7899)

5財第2317号
令和6年2月13日

開東産業株式会社
代表取締役 菅野 彰一 様

福島県知事



工事等請負業者入札参加資格制限期間通知書の訂正について（通知）
令和5年10月30日付け5財第1446号で通知しました入札参加資格制限について、下記のとおり通知文を訂正します。

記

1 訂正箇所

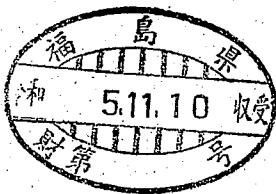
標記通知書「2 入札参加資格制限の理由」中の「金額の増工、」を「当初契約と」に訂正する。

2 訂正の理由

福島県入札制度等監視委員会再苦情調査部会における調査後、標記通知書の表記に係る関連事業者からの申出により契約状況を確認したところ、上記1の事実が確認されたため。

（事務担当 総務部入札監理課 電話 024-521-7899）

様式1



入札参加資格制限措置に係る苦情申立書

令和5年11月9日

福島県知事 あて

住 所 福島県郡山市大槻町字下中野4番地

商号・名称 開東産業株式会社

代表者氏名 代表取締役 菅野彰

入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第3条第1項の規定に基づき下記のとおり申し立ていたします。

記

1 申立てに係る措置

入札参加資格制限の期間

令和5年10月30日から令和6年10月29日まで

2 申立ての趣旨及び理由

別紙のとおり

(備考) 苦情申立ては、参加資格制限又は警告等の通知日の翌日から起算して2週間以内に行うものとする。

別紙

申立の趣旨

入札参加資格制限期間を最大6か月以下とされるよう求める

申立の理由

入札参加資格制限の理由は、苦情申出人（以下「申出人」）の行為が、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第1の1の2（虚偽記載）に該当するというものである。

しかし、入札参加資格制限期間が1年という長期間とされている点は不当であるから、その期間を短縮すべきである。

その理由は以下のとおりである。

1 本件での長期間の制限は違法性を助長する恐れがある。

本件発覚の端緒は、A社 または 個人B氏（以下「B氏」）からの福島県（以下「県」）への通報である。

通報自体は特に問題はないが、その動機、態様に問題がある。

(1) B氏らは、A社 が申出人に対し未収金があるとして、4000万円を請求していた。

(2) 問題の1は、B氏の行為には弁護士法に違反する恐れが高いということである。

同人は、A社 の代理人として申出人に前記のとおり金員の支払いを求めたが、これは、同人が報酬を得る目的で業として他人の法律事務に介入した行為と考えられ、弁護士法72条に違反する違法行為に該当する可能性が高い。

この詳細は以下のとおりである。

① B氏は、以前にも A社 と別の業者の代理人として、申出人に対し、本件と別の工事について未収金の請求をした。したがって、B氏の行為は業としての行為と判断される。

② B氏が、未収金の請求をしたことは、法律事務に該当する。

③ B氏は、前記未収金なるものが入金になれば、報酬を得る約束をしていたとみるのが妥当である。

(3) 問題の2は、B 氏の行為が脅迫まがいであるということである。

B 氏は県に情報を提供する前の時期と思われるが、令和5年4月初旬、申出人に対し、前記のとおり、「A社 の未収金4000万円を支払え、払わなければ県に通報して入札できなくしてやる」と述べた。

この間、B 氏らは、申出人事務所をしばしば訪れて長居し、また電話でしばしば長時間（1時間を超えるときもあった）支払いの催促をした。しかし、申出人は、「未払金がない、あるというのであれば、裁判所に決めてもらいたい」旨述べ、これに応じなかつた。

しかし、B 氏は、これに応じないで、執拗に支払いを求め、重ねて、今回県から指摘された事項の一部を指摘し「県に違法行為を伝える」と述べた。申出人は、公共事業の占める割合が8割を超えるから、県から入札制限されれば、きわめて苦境に陥ることになる。B 氏は、これを見越して、A社への根拠のない支払いを請求したものである。認められなければ、県に伝え、入札制限を受けさせると述べたことは脅迫に該当する可能性がある。

(4) 福島県暴排条例の精神からも、脅迫的言動による不当要求（支払義務のない者に対し支払いを執拗に要求する）には応じるべきではない。また、警察の指導を受け、支払いに応じなかつた。

(5) 申出人が B 氏の要求に応じないとわかると、B 氏は、県へ申出人のことで、県職員にはしばしば長時間の電話をしていたようであり、このことも正当性に疑問がある。

(6) 県への入札を希望する者で何らかの問題（例えば虚偽記載）があった場合、県から長期間の入札制限（重い措置）を受けるということになれば、県へ通報されないため、不当要求に応じたほうが良いということになりかねない。そうすれば、虚偽記載の事実が表面化せず、県も発注工事の内容を把握できず、監督も十分できることになる。さらに、県への入札希望する者が、不当要求に応じることを招来する結果になりかねない。

本件の入札制限期間が不当に長期間と考える所以である。

2 申出人の虚偽記載は実害が乏しい。

虚偽記載による実害は、他の虚偽記載（競争入札参加資格確認資料等）と比較すると実

害が生じる恐れが乏しい。とくに、入札前の調査資料又は低入札価格調査に係る提出資料の虚偽記載と比較すると、実害は乏しい。

したがって、制限期間が1か月以上12か月以内ある中で、申出人に対し最長期間とするのは不当である。このことは、県の制限理由が3件であることを考慮しても不当性が高い。

いうまでもないが、申出人の虚偽記載が正当であることを主張しているものではない。

申出人は、公共事業の占める割合が80%を超えており、1年間の期間制限は、実害がないことからも認められるべきではない。

3 情報漏洩の疑い

A社 代表者 C 氏は令和5年10月初め、申出入代表者菅野及び職員 D に対し、申出人が12か月の入札制限になると述べた。結果、そのとおりになつた。

申出人は、前記 C 氏が、県の判断を先取りして述べたことに疑問をもっている。県から前記 C 氏や B 氏が、情報をとったとすれば問題がある。

以 上

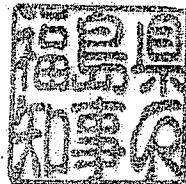
別紙3

5 財 第 1750 号
令和5年12月4日

開東産業株式会社

代表取締役 菅野 彰一 様

福島県知事



入札参加資格制限措置に係る苦情申立てについて（回答）

令和5年11月9日付けで申立てがありましたのことについて、入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

以下の理由により、入札参加資格制限措置の期間（以下「制限措置期間」という。）は「12か月」が適当であると判断します。

1 申立の趣旨及び理由について

本県の入札参加資格制限措置は、本県発注工事等の契約相手方として適當か否かという観点から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表措置基準（以下「措置基準」という。）に基づいて行っているところであり、県発注工事等において、契約締結後の県への提出書類等の複数箇所に虚偽の記載事実が認められ、又は文書偽造、事前共謀等、明らかな故意性が認められる等、虚偽記載の原因が特に重大で悪質と認められる場合は、下記参考のとおり措置基準別表第1の表中1の2、イに基づき制限措置期間を12か月としております。

「申立の趣旨」における「入札参加資格制限期間を最大6か月以下とされるよう求め」ることについて、工事着手後に入札参加資格制限が6か月となるのは、措置基準別表第1の表中1の2、ハにおいて「受注者からの報告により虚偽記載の事実が判明し、受注者の過失が特に大きいと認められるとき。」と規定されており、「受注者自らの報告」かつ「故意ではなく過失」が要件となるため、本件には該当しません。

「申立の理由」1中、「本件発覚の端緒は、（A社）または（B氏）からの福島県への通報である。」とあるのは申立のとおりです。しかしながら、その後の県の調査により判明した、下請業者との注文書、請書の写しの偽造等の虚偽記載の事実は覆るものではなく、貴社が主張する通報の動機、態様は入札参加資格制限の措置基準の適用に影響を与えるものではありません。

また、本件の措置基準の適用に当たっては、虚偽の記載事実、文書偽造、明らかな故意性の有無をもって措置期間を決定しているものであり、「申立の理由」2の「虚偽記載は実害が乏しい」ことをもって措置期間を短縮する規定はありません。

さらに、本県の入札参加資格制限は令和5年10月30日に開催された県の本庁入札参加資格審査委員会に付議したうえで公表されている措置基準に照らし決定されたものであり、「申立の理由」3で貴社が指摘している令和5年10月初めには何ら方針の決定はされておらず、県が（A社）の代表者に情報を漏洩したとの事実はありません。

(参考)

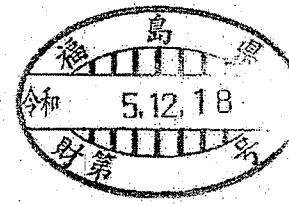
- 措置基準別表第1の表中1の2イ(制限措置期間12か月)
 - イ 複数箇所に虚偽の記載事実が認められ、又は文書偽造、事前共謀等、明らかな故意性が認められる等、虚偽記載の原因が特に重大で悪質と認められるとき。
 - (ロ 省略)
 - ハ 工事着手後に受注者からの報告により虚偽記載の事実が判明し、受注者の過失が特に大きいと認められるとき。

教示

この回答に対して不服がある場合は、入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第8条の規定に基づき、この回答の翌日から起算して2週間以内に再苦情申立てを行うことができます。

(事務担当 入札監理課 電話024-521-7899)

様式2



入札参加資格制限措置に係る再苦情申立書

令和5年 12月 15日

福島県知事 殿 あて

住 所 福島県郡山市下柳町字下中野4番地の2
商号・名称 関東産業株式会社
代表者氏名 代表取締役 菅野彰一



入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第8条第1項の規定に基づき下記のとおり申立ていたします。

記

1. 申立てに係る措置

福島県知事より財第1446号令和5年10月30日付工事等請負業者入札参加資格制限期間を令和5年10月30日から令和6年4月29日までに短縮する

2. 再苦情申立ての趣旨及び理由

別紙9とおり

(備考) 再苦情申立ては、参加資格制限又は警告等の苦情申立の回答日の翌日から起算して2週間以内に行うものとする。

再苦情申立の趣旨

入札参加資格制限期間を最大6か月以下とされるよう求める。

再苦情申立の理由

福島県（以下「県」）は、申立人の苦情申し立てに対し、令和5年12月4日付け書面により、申立人の入札参加資格制限措置期間は12か月が適当である旨回答した。

その根拠は、措置基準別表第1の表中1の2、イに基づくというものである。

しかし、申立人に同根拠を適用するのは誤っており、裁量権の濫用と認められ取り消されるべきと思われる。その理由は以下のとおりである。

1 県の令和5年10月30日付け通知書第2項記載の第1点（申立人は一次下請負人と
の間で金額の増工、工期の延長の変更契約をそれぞれ別の日に交わしたにも関わらず、2
件の契約を同日に契約したものと虚偽の契約書類の写しを作成し発注者に提出したとい
う点）は以下のとおりである。

これは、申立人が A社 との間での注文書、注文請書の日付の変更の件を指して
いるものと思われる。

この件は、すでに県に報告済みであるが、申立人が A社 に注文書を郵送したも
のの、注文請書が返送されず、連絡が取れない状態となった。その結果、変更契約書の作
成ができなくなった結果、やむなく前記のとおり県に書類を提出した。

この行為は正当ではないが、故意による虚偽文書作成、提出であると強調されるべきで
なく、過失による行為と評価されるべきである。

2 同第2点（別の一次下請負人との間で3回に渡って交わしていた変更契約書を発注者
に報告せず、下請報告書には実際に支払われた金額と異なる金額を記載し提出したとい
う点）は以下のとおりである。

この件は、申立人と E社 との契約のことを指している
と思われる。

契約後、数量が大幅増となつたうえ、增量の見込みが困難であった。そのため、最終変
更にて数量変更することにしたが、前記行為に至つたものである。

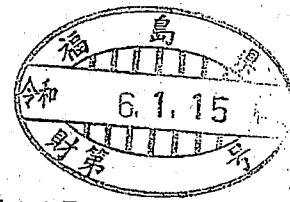
この行為は正当ではないが悪質とまではいえず、申立人が県に報告した工事金額、工事

内容は正確である。入札参加資格を12か月間制限するほど悪質ではない。

3 申立人の苦情申し立てに対する県の回答によると、通報の動機、態様は、措置基準の適用に影響がない、入札制限期間を12か月から短縮する規定がないということである。

しかし、措置基準は県が定めたものであり、裁量により適切な運用が求められるべきであり、本件における12か月の入札期間制限は長期にすぎ、裁量権の濫用とみられる。

福島県知事殿



再苦情申立ての補充書

2024年1月11日

福島県郡山市大槻町字下中野4番地の2

再苦情申立人 開東産業株式

代表取締役 菅野彰一

再苦情申立人は、すでに再苦情申立をしておりますが、以下のとおり、再苦情申立を補充します。

1 福島県（以下「県」）は、令和5年10月30日付け工事等請負業者入札参加資格制限通知書の入札参加資格制限の理由として、再苦情申立人が虚偽の契約書類の写しを作成し、提出したとしている。

2 再苦情申立人が県から事情を聞かれたのは、加藤・開東特定建設工事共同企業体がA社に対する請負工事代金不払いの存否が中心であった。この点は、B氏（以下「」）が県に申し出たことがきっかけであったが、結果として、入札参加資格制限の理由にされていない。前記共同企業体を構成する再苦情申立人が、A社（以下「」）への過払金で相殺し、民事上未払金は存在しない。共同企業体の債務であっても、当事者間の相殺により債務が消滅すれば、未払金が存在しないことになる。

県が、B氏から指摘された点を中心に調査した結果について問題点を指摘せず、その調査の際に見つけたという書類の問題点を指摘したのが今回の経過である。

この結果からみると、B氏からの強力な請求に対し、何らかの回答の必要上、今回の再苦情申立人に対する入札制限をしたものと考えるのが相当である。すなわち、事実に合わない契約書類作成、県への提出の問題があるが、入札制限に至ったのは過剰な対応であり、裁量権の逸脱と評価される。

3 なお、再苦情申立人とA社間の訴訟においてA社から、県のB氏宛てのメールが提出された。そこに、県が、再苦情申立人に対し、不払いに関して適切に支払うよう指導したとの記載がある。しかし、再苦情申立人は、そのような指導を受けたことがなく、また、そのような指導があったとすれば妥当とは思えない。

以上

差出人:

[REDACTED]@pref.fukushima.lg.jp>

送信日時:

2023年9月22日金曜日 17:23

宛先:

[REDACTED]
Re: 20日付のメールの件について

件名:

B 様

お世話になっております。

回答が遅くなり申し訳ありませんでした。

○事務所回答

相双建設事務所（発注者）では、つぎのJV工事について、調査した結果、書類の虚偽記載やJV工事として不払いが生じていることを確認し、不払いに関しては適切に支払うよう指導するとともに、事実関係を関係機関に報告したところであります。

※対象工事 19-41370-0397

元請：加藤・開東特定建設工事共同企業体

今回、B 様から以下の内容について確認依頼がありましたが、

- ①本件に対して、調査結果及び調査の過程で指導した事実等を関係機関に報告し、事務所としての対応は終了している。
- ②19,186,431円を元請が認めたことで不払いの事実が確認出来ている。
- ③額の相違などの民民間の紛争に関して、県は関与しない。

以上のことから、確認作業等は行いませんのでよろしくお願いします。

